

令和7年（ム）第18号 損害賠償等請求再審事件

令和7年9月10日

再審原告 高桑 広仁 様

札幌高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 鈴木 賢司

Tel (011)350-4782

Fax (011)231-7806



事 務 連 絡

あなたから申立てがありました再審事件（事件番号：当庁令和7年（ム）第18号事件）について、下記のとおりご連絡しますので、令和7年9月26日（金）までに納付してください。

同日までに納付されない場合は、補正命令が発付され、その後に当該事件が却下されることがありますので注意してください。

記

- 1 再審手数料の不足分として収入印紙3,000円分を、印紙納付書に貼って（割印しない）納付してください。
- 2 送達費用として郵便切手1,490円分を納付してください。

（内訳）

500円切手	2枚	1,000円
210円切手	1枚	210円
110円切手	1枚	110円
50円切手	2枚	100円
20円切手	2枚	40円
10円切手	3枚	30円

以 上

札幌高等裁判所 民事3部 2係

裁判所書記官 鈴木 賢司 様

お世話になっております。

控訴審札幌高等裁判所 令和6年（ネ）第320号 損害賠償等請求控訴事件

原審札幌地方裁判所 令和6年（ワ）第209号 損害賠償等請求事件

に付き、確定判決を経たため、添付の通り 再審訴状の手続きをさせていただきます。

何卒宜しく御願い致します。

（添付）

① 再審訴状 正本1通・副本1通

② 1,000円額 収入印紙1枚

令和7年 月 日

〒001-0011

札幌市北区北11条西3丁目2-23 ノースタウンハウス222

高桑 広仁

連絡先：090-2392-8284 FAX： 011-788-5132

再 審 訴 状

札幌高等裁判所 御中

令和 7 年 月 日

再審原告 高桑 広仁 印

〒 001-0011

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2-23

ノースタウンハウス 222

(送達場所)

再審原告 高桑 広仁

電話番号 090-2392-8284

〒 060-0032

北海道札幌市中央区北 2 条東 1 丁目 1 番地

再審被告 北海道マツダ販売株式会社

代表者 代表取締役 横井 隆

ちょう用印紙 1,000 円

添付郵券額 0 円

上記当事者間の札幌高等裁判所 平成・令和 6 年（ネ）第 320 号 損害賠償等請求
控訴事件（原審札幌地方裁判所 平成・令和 6 年（ワ）第 209 号 損害賠償等請求事
件）について、平成・令和 7 年 2 月 27 日に言い渡された判決は、既に確定している
が、下記のとおり再審事由があるので、再審原告は、再審の訴えを提起する。

不服申立てにかかる判決の表示

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

再 審 請 求 の 趣 旨

上記確定判決を取り消す。

再審被告は、再審原告に対し、13,640円を支払え。

訴訟費用は、前審及び再審を含め再審被告の負担とする。

との裁判並びに仮執行宣言を求める。

再 審 請 求 の 原 因 1

上記確定判決には、次のとおり

再審被告からの「証拠物としての就業規則の提出」により、診断書費用の請求の是非の判断を仰いだ上での趣旨となっており、

① 民事訴訟法第258条：裁判の脱漏

裁判所が請求の一部について判断を脱漏したときは、その請求部分については、裁判所が判決を出す必要があり、この場合、その請求に関する事件は
なお 第一審裁判所に係属している。

(あくまで「当事者の請求」について、判断が漏れている状況です)

② 民事訴訟法338条1項9号

再審の理由を定めたものであり、裁判所が審決の結論に影響を与える事項について、審決の理由中で判断を示さなかった場合に「判断の遺脱」があったとされます

添 付 書 類

- 1 副本・1 通
- 2 資格証明書（再審被告のもの）・1 通
- 3 不服の対象となる 控訴審判決の写し・1 通